

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-2499 2008/09/07 (事故発生地) 広島県	カーテン	カーテンを部屋にかけたところ、吐き気と首を絞めつけられるような痛みがした。 (軽傷)	事故品及び未開封の同等品について試験を実施したところ、当該品からの異臭は認められず、またホルムアルデヒドの含有量は5ug/gで基準値(20ug/g)を下回っていたものの、製品全体からは相応のホルムアルデヒドが放散されたと考えられることから、放散された当該物質が体調に影響したものと推定される。 (F2)	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2008/09/09)
2008-0591 2008/04/20 (事故発生地) 千葉県	カーペット	カーペットを使用したところ、異臭があり、吐き気が治まらなかった。 (軽傷)	当該製品からの放散物質として、微量のホルムアルデヒド及びスチレンモノマーが検出されたことから、これらの放散化学物質を吸引したことでおう吐感を覚えたものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。 (F2)	他に同種事故発生の情報がなく、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2008/05/02)
2008-2924 2008/06/26 (事故発生地) 東京都	シャツ(紳士用)	ワイシャツを着用したところ、半日で気分が悪くなり、胸の締め付け感や頭痛、手足のしびれなどを感じた。事故品と一緒に洗濯した衣類でも同様の症状がでた。 (軽傷)	被害者の症状から製品に含有される化学物質が体調に影響した可能性が考えられたが、製品からホルムアルデヒド等の有害物質は検出されず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者 (受付:2008/10/06)
2008-1002 2008/04/06 (事故発生地) 岡山県	パジャマ	パジャマを購入し着用したところ、6日後からまぶた周囲に浮腫及び右肘部に皮疹が現れ、洗濯した後も、パジャマが触れる皮膚の柔らかい部分に浮腫及び紅斑が発症していた。 (軽傷)	事故品(綿100%)から、本来使用していないはずの分散染料が確認されるとともに、沸騰水抽出液によるパッチテストで陽性反応を示したことから、事故品の余剰成分によりアレルギー性接触皮膚炎を発症したものと考えられる。個別物質によるパッチテストでは、既知アレルゲンである分散染料(Disperse Blue 106、Disperse Blue 124)で陽性反応を示し、これらと類似の化学構造を持つ染料(Disperse Blue 79:2、Disperse Orange 37/76)が事故品から検出されたことから、当該染料での交叉反応による発症の可能性が考えられるが、十分なパッチテストが実施できなかったことから、原因物質の特定はできなかった。 (F2)	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、本来使用される染料とは異なる余剰染料が残存していたことから、生産工場に対して品質管理の徹底を要請した。	医療機関 (受付:2008/06/09)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-3182 2008/09/05 (事故発生地) 大阪府	バンダナ（冷却用） 約1回	クールバンダナを1時間程首に巻いて使用したところ、翌朝、接触部が痒くなった。 (軽傷)	被害者の症状から接触皮膚炎の可能性が考えられ、未使用同等品から皮膚刺激性のある極微量の可塑剤成分が検出されたが、事故品から当該成分は検出されず、また、被害者へのパッチテストが実施できなかったことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2008/10/23)	消費者 (受付:2008/10/23)
2008-4649 2008/11/01 (事故発生地) 長崎県	ベスト（釣り用、子供用） ST-1800S (株)大藤つり具 約1回	子供用フローティングベストの背中部分に棒状の金属片が入っていた。 (被害なし)	混入していた金属片はミシン針であったことから、製造工程において使用されていたミシン針が混入し、検査等で検知されなかったものと推定される。 (A3)	他に同種事故発生の情報がなく、単品不良とみられる事故であるため、既販品についての措置はとらなかった。 なお、手元在庫品について全数再検針を行って問題がないことを確認するとともに、検針体制の強化、徹底を図ることとした。 (受付:2009/01/30)	消費者センター (受付:2009/01/30)
2009-1707 2009/00/00 (事故発生地) 不明	衣類（カットソー、ノースリーブ） プロポーションボディドレッシング スパンコールリボン (株)サンエー・インターナショナル 不明	カットソーを着用しようとしたところ、針状の異物が顔にあたった。 (被害なし)	事故品に混入していた異物は、海外の刺繍工場で使用していたミシン針の一部とみられ、納品時に検針報告書を受領していたが、刺繍工場においてスパンコールの付け直しをした際、検針器を通さず針混入品がそのまま出荷されたものと推定される。 (A3)	2009（平成21）年8月24日付けホームページ及び店頭にて社告を掲載して製品回収を行うとともに、国内での検針を実施することとした。 (受付:2009/09/24)	販売事業者 (受付:2009/09/24)
2008-3359 2008/10/00 (事故発生地) 愛媛県	下着（シャツ） 不明	下着（シャツ）を着用したところ、首や背中ががぶれた。 (軽傷)	当該製品（綿100%）には、皮膚感作性の報告のある蛍光増白剤等が含まれていたことから、これらの成分によってアレルギー性接触皮膚炎を発症したものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。 (F2)	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2008/11/06)	消費者センター (受付:2008/11/06)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-3978 2008/12/14 (事故発生地) 埼玉県	上衣(婦人用、ダウンジャケット) 約1日	ダウンジャケットを着用したところ、首の周りに湿疹ができ、顔が腫れた。 (軽傷)	事故品衿部分(ポリエステル100%)から、過去に接触皮膚炎を発症した染料と類似した化学構造の染料が検出され、これら事故品に含まれる成分によりアレルギー性接触皮膚炎を発症した可能性が考えられるが、被害者へのパッチテストが実施できず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2008/12/17)	消費者センター
2008-5080 2009/02/08 (事故発生地) 神奈川県	上衣(婦人用、トレンチコート) ミリタリートレンチコート UMO-1650 (株)ユナイテッドパンプ — 不明	トレンチコートの左袖部分に違和感があったので確認したところ、2cm程の金属片が入っていた。 (製品破損)	混入していた金属片は、折れたミシン針の先端部分であったことから、製造工程において使用されていたミシン針が混入し、検査等で検知されなかったものと推定される。 なお、当該製品の左右の袖ベルト及びウエストベルトに使用されていたバックルが検針器非対応品であったため、不十分な検針作業になったものと考えられる。 (A3)	2009(平成21)年3月2日付けのホームページ上で社告し、製品の回収と検査を実施している。また、製造工場における検針体制を強化するとともに、検針器非対応の副資材は使用しないこととした。 (受付:2009/03/02)	製造事業者
2008-5330 2009/02/26 (事故発生地) 大阪府	上衣(婦人用、ブルゾン) 婦人用中綿フードブルゾン Jean-cox 6704-87551 ヤマトインターナショナル (株) 未使用	ジャケットの中綿部分に金属片が混入していた。 (被害なし)	混入していた金属片はミシン針の折損したものであり、製造工場におけるミシン針の管理が徹底されていなかったことに加え、製造工場と委託業者の2か所で行っている検針の精度が不十分であったため、折れたミシン針が混入したまま製品が流通したものと推定される。 (A3)	当該製品及び同一工場で製造した製品の販売を中止するとともに、2009(平成21)年3月15日付けで社告し、製品の回収と返金を行っている。また、品質管理体制を見直すこととした。 (受付:2009/03/23)	製造事業者
2009-1309 2009/08/09 (事故発生地) 神奈川県	水着(子供用) ボードショーツ (有)ハーレージャパン 不明	海水浴中、海水パンツのインナー生地メッシュに、使用者(男児)の陰茎部皮膚が挟まって取れなくなり、軽傷を負った。 (軽傷)	インナー生地(ポリエステル100%)のメッシュ穴(1mm×1mm)からはみ出した、男児の余剰な陰茎部皮膚が、使用等によりメッシュで締めつけられ、静脈環流障害を起こして腫れ上がり、メッシュ穴から引き抜けなくなったものと推定される。 (A1)	当該製品の輸入は既に終了しており、他に同種事故発生の情報はないことから、今後の事故発生状況を注視することとし、既販品についての措置はとらなかった。 なお、当機構は、2006(平成18)年12月13日付けプレスリリースにて、水泳パンツによる皮膚の挟み込み事故について注意喚起を行った。 (受付:2009/08/10)	消費者センター